

○津幡町墓地公園条例施行規則

昭和51年6月25日

規則第14号

改正 昭和60年7月30日規則第10号

平成元年3月31日規則第8号

平成2年6月29日規則第9号

平成5年9月28日規則第21号

平成9年7月7日規則第21号

平成12年3月17日規則第18号

平成18年3月24日規則第13号

平成30年3月14日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、津幡町墓地公園条例（昭和51年津幡町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定による墓地施設の使用許可申請書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 一般墓地使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 合葬式墓地使用許可申請書（様式第2号）
- (3) 墓石供養所その他附属施設使用許可申請書（様式第3号）

2 前項の申請書には、住民票の謄本を添付するものとする。

(使用者の資格)

第3条 条例第5条の規定による本町に住所を有する者とは、申請の日までに本町の区域内に引き続き1年以上居住している者でなければならない。

2 前項に定めるほか、合葬式墓地の利用者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 合葬式墓地への焼骨収納時における立会い及び連絡が可能なる者であること。
- (2) 条例第16条第2号により埋蔵する者は、使用許可の申請時に70歳以上であること。

3 使用者が津幡町外に住所を有することとなった場合は、本町に住所を有する代理人を定め、代理者届（様式第4号）を提出しなければならない。

(使用許可書の交付)

第4条 町長は、墓地施設の使用を許可したときは、その位置及び範囲を指定する一般墓地使用許可書（様式第5号）、合葬式墓地使用許可書（様式第6号）又は墓石供養所その他附属施設使用許可書（様式第7号）を交付する。

（使用許可書の再交付）

第5条 一般墓地及び納骨堂に係る使用許可書を亡失したときは、墓地施設使用許可書再交付申請書（様式第8号）により、町長に申請しなければならない。

（使用の制限）

第6条 条例第6条の規定による一般墓地の使用の制限は、次に掲げるとおりとする。

（1） 使用箇所の区画を明らかにするために設ける囲障の素材は、石又はコンクリート等恒久的なものとする。

（2） 使用箇所に設ける墓碑は1基とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（3） 使用者の異なる者が各自の墓域を合併使用することができない。

（4） 墓碑の建設に当たって、台石背部と墓域北側境界線と平行し、かつ、間隔を30センチメートル以上としなければならない。

（5） 墓碑の周囲にする植樹は、つつじその他の低木に限るものとする。

2 条例第6条の規定による合葬式墓地の使用の制限は、次に掲げるとおりとする。

（1） 焼骨の埋蔵位置は、町長が指定し、職員等がその埋蔵を行うものとする。

（2） 参拝は、参拝場所で行うものとする。

（住所等変更の届出）

第7条 条例第10条の規定により、使用者は住所、本籍又は氏名を変更したときは、速やかに住所等変更届（様式第9号）により、町長に届け出なければならない。

（使用権承継の許可申請）

第8条 条例第11条の規定により、一般墓地の使用権を継承しようとする者は、墓地施設使用権承継許可申請書（様式第10号）により、町長に申請しなければならない。

（使用権承継許可証の交付）

第9条 町長は、墓地施設の使用権承継を許可した場合は、墓地施設使用権承継許可書（様式第11号）を交付する。

（工作物の建設変更の承認）

第10条 一般墓地使用者は、碑石その他の工作物を建設、改修、撤去又は移転しようとする

きは、7日前までに施工届（様式第12号）に墓碑等設計図（様式第13号）その他必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けた後でなければ着工することができない。

2 墓園内において、墓碑建設その他の事由により、墓園を臨時に使用するときは、7日前までに町長の承認を受けなければならない。

3 前2項の工事が完了したときは、主管職員の確認を受けなければならない。

（清掃の義務）

第11条 使用許可を受けた一般墓地内の清掃は、使用者において行い、常に良好な環境の保全に努めなければならない。

（工作物の管理）

第12条 一般墓地使用者は、使用場所内の工作物、植樹等の転倒その他他人に危険を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他必要な措置をしなければならない。

2 前項の管理について、町長は、必要に応じ使用者に勧告又は指示することができる。

（使用料の減免）

第13条 条例第8条に定める使用料の減免は、次に定めるところによる。

（1） 永代使用料

（2） 公益上特に必要があると認められるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、その事実を証する書類を添えて、墓地施設使用料減免申請書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（合葬式墓地における埋蔵等の可能日時）

第14条 合葬式墓地における納骨又は骨壺の搬出が可能な日及び時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（1） 12月29日から翌年1月3日までを除く日

（2） 午前9時から午後5時まで

（合葬式墓地における届出）

第15条 条例第10条第2項の規定による届出は、納骨日の土曜日、日曜日及び祝日を除く3日前までに合葬式墓地埋蔵届（様式第15号）に使用許可書を添えて行うものとする。

（使用料等の還付）

第16条 既納の使用料等は、誤納又は過納による場合のほか還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、使用料又は管理料を当該各号に定めるところにより還付する。

(1) 使用者が一般墓地、合葬式墓地又は附属施設の使用料の返還を申し出たとき、使用許可の日から3年以内のものについては、既納使用料の5割を還付する。

(2) 条例第12条の規定により町長が返還を命じたとき、既納使用料の全額を還付する。

(3) 一般墓地使用者が、墓地の返還を申し出たとき、返還を申し出た日と管理料の対象期間における終期の日数差に応じて1年単位で管理料を還付する。

(使用場所の返還)

第17条 一般墓地の利用者は、条例第13条の規定により墓地施設の使用場所を返還するときは、墓地施設返還届出書(様式第16号)に使用許可書を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 墓地施設の利用者は、前項の承認があった場合は、速やかに必要な改葬等を行って原状に復し、その確認を受けなければならない。

(焼骨の容器の基準)

第18条 条例第18条第3項に規定する規則に定める基準は、次の通りとする。

(1) 幅24センチメートル以下、奥行24センチメートル以下、高さ30センチメートル以下であること。

(2) その他町長が別に定める基準

(納骨堂使用期間の延長許可申請)

第19条 条例第17条第1項の規定により、納骨堂での埋蔵期間の延長を求める者は、納骨堂使用期間の満了する日の30日前までに、合葬式墓地納骨堂使用延長許可申請書(様式第17号)に許可書を添えて町長に提出するものとする。

(納骨堂使用期間延長の許可)

第20条 町長は前条の申請があった場合は、必要事項を審査し、納骨堂使用期間の延長を許可するものとする。

2 町長は、前項の許可をしたときは、合葬式墓地納骨堂使用延長許可書(様式第18号)を交付する。

(焼骨の返還等)

第21条 条例第20条第2項の規定による申出は、合葬式墓地(納骨棚)焼骨返還申請書(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 使用許可書

(2) その他町長が必要と認めるもの

2 条例第20条第3項の規定による届出は、合葬式墓地使用終了届（様式第20号）に使用許可書を添えて行うものとする。

（骨壺の搬出の申請）

第22条 条例第21条第2項の規定による申出は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた搬出日の3日前までに合葬式墓地骨壺搬出申請書（様式第21号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1） 使用許可書

（2） その他町長が必要と認めるもの

（墓碑名札の使用申請）

第23条 条例第23条第2項の規定により、墓碑名札の使用を求める者は、合葬式墓地墓碑名札使用申請書（様式第22号）に許可書を添えて町長に提出するものとする。

（墓碑名札の使用許可）

第24条 町長は前条の申請があった場合は、必要事項を審査し、墓碑名札の使用を許可するものとする。

2 町長は、前項の許可をしたときは、墓碑名札使用許可書（様式第23号）を交付する。

（墓碑名札の使用期間）

第25条 墓碑名札の使用期間は、合葬式墓地における焼骨の保管期間と同一とする。

（雑則）

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月30日規則第10号）

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第8号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年6月29日規則第9号）

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日規則第21号）

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成9年7月7日規則第21号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日規則第18号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日規則第5号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。